

受領委任払い方式施工事業所の登録制度について

- 1 受領委任払いを利用可能とするには、施工事業所は市への登録申請が必要です。
- 2 登録に際しては、事前に市が行う登録説明会兼研修会に出席することとなります。
- 3 登録決定後、説明会兼研修会に出席した日の翌月の1日から受領委任払いの取扱いが可能です。

- 登録の有効期間は年度で区切るものとし、2年度間となります。
(例) 令和 5年 4月1日から有効の場合は、令和7年3月31日まで
令和 5年10月1日から有効の場合も、令和7年3月31日まで
令和 6年 4月1日から有効の場合は、令和8年3月31日まで
令和 6年10月1日から有効の場合も、令和8年3月31日まで

※登録更新の際は、有効期間満了前に市の更新説明会に出席することとします。

- 4 登録された施工事業所は、市の「受領委任払取扱登録事業所一覧」に記載され、受領委任払いにより住宅改修を希望する利用者は、この一覧より施工事業所を選択することとなります。(一覧はホームページで公表します。)
利用者が、複数の事業所に見積りを依頼することがありますが、この場合でも応じていただくこととなります。

- 5 利用者は、介護支援専門員(ケアマネジャー)等に支給申請の際に必要な「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。
- 6 区に「申請書」一式を提出すると「確認のお知らせ」が利用者宛に郵送されます。

～ 工 事 ～

- 7 区に「完了届」一式を提出してから住宅改修費が振り込まれるまで1～2か月程度かかります。

※適正な住宅改修が行われるよう、利用者・介護支援専門員・市との連携に努めて下さい。市では、請求に関し、不正があった場合など、登録の取消し事由を定めており、これに該当した場合には登録を取消すとともに、事業所名等の情報と取消し事由をホームページ等で公表します。

※説明会開催日時については、おおむね1か月前にホームページにてお知らせします。